

山口県新型コロナウイルス感染症対策本部 第36回本部員会議

日時：令和4年 2月16日(水) 13時30分～
場所：県庁4階 共用第1会議室

1 本部長発言（村岡知事）

新型コロナウイルス感染症については、現在、国から、まん延防止等重点措置の適用を受け、県内全域を措置区域として、2月20日まで、飲食店等への営業時間の短縮要請などの集中対策を実施しているところです。

県民・事業者の皆様のご協力のおかげで、本県の新規感染者は減少傾向にあり、医療提供体制への負荷も軽減しつつあります。しかしながら、全国的には、新規感染者は増加傾向にあり、本県においても、保育所等の児童福祉施設や高齢者施設等でクラスターが発生するなど未だ予断を許さない状況にあります。

一方で、本県におけるまん延防止等重点措置は1月9日から2月20日までと約1か月半の長期にわたり、社会経済活動に大きな影響を与えているところです。

本日の本部員会議は、まん延防止等重点措置の期限の2月20日が迫る中、本県における今後の対応を協議するものです。どうぞよろしくお願いします。

2 議題（1）現在の発生状況について

・事務局説明（健康増進課長）

別添資料1より説明

3 本部長発言（村岡知事）

ただいま、本部員及び事務局から、本県の現在の感染状況について報告がありました。報告にありましたとおり、県内の新規感染者数は、1月27日の445人をピークに、2週間以上にわたり減少しています。また、1週間単位での前週との比較においても、増加比が「1」を下回っており、減少局面にあることを示しています。また、直近1週間の10万人あたりの新規感染者数は、143.1で全国値を大きく下回り、順位も41位と低い水準にあります。確保病床使用率についても、1月26日の55.1%をピークに減少し、現在、38.6%まで減少するとともに、確保病床に占める中等症以上の患者割合は約17%と低い水準で推移しており、医療提供体制への負荷も軽減されているところです。

こうしたことから、本県においては、医療提供体制がひっ迫している状況になく、まん延防止等重点措置のような社会経済に大きな影響を与える強い措置を継続しなければならないような状況にないと判断し、国に対し、まん延防止等重点措置の解除を要請することとしました。

しかしながら、報告にもあったとおり、全国的には新規感染者数は高止まりの状況にあり、本県においても、児童福祉施設や高齢者施設等でクラスターが確認されるなど、感染状況は未だ予断を許さない状況にあります。

このため、まん延防止等重点措置の終了後も引き続き感染防止対策に取り組んでいくことが重要であり、国において、本県へのまん延防止等重点措置の適用の解除が決定され次第、県の本部員会議を開催し、県の対応を決定したいと考えております。

県民の皆様には、まん延防止等重点措置が解除された場合でも、気を緩めることなく、基本的な感染予防対策を徹底していただきますようお願いいたします。

各部局においては、引き続き、県内でも感染者が発生していることを踏まえ、オミクロン株の感染再拡大防止に向け、全力で取り組んでいただくようお願いし、本日の会議を終了いたします。